

教育時評

宗内 敦

一 大津市・中学生いじめ自死事件は人災

―事件を生かす「学校内有事における事件処理体制」の確立を―

大津市のいじめ被害者自死事件（平成23年10月）のニュースが連日、飛び交っている。何とも痛ましい。マスコミ・世間の批判に押され、この件に関して消極的だった警察がついには介入するに及んで、事態は急変。当初、責任回避的な態度だと批判され続けていた学校・教委、さらには行政側が次第に責任を認めるようになり、マスコミ・世間は溜飲を下げ、耳目は、加害者・学校の責任をも追及することに繋がる、自死生徒の遺族が市などに損害賠償を求めて起こした訴訟の行方に移りつつある。市側は和解の方向と報道されており、これはこれで大方の求める一つの解決

である。がしかし、これはむなしくも、「いつか来た道」でもある。

思えば、こうした解決の過程は何ともむなしい。これまで、似たような事件は過去にいくつも生じているが、都度場当たりに事後処理が施されるばかりで、問題の本質的解決はいっこうに得られていない。私たちが一樣に望むことは、こうした事件から痛切に学んで学校・教師が本来の教育力を回復してくれることであるが、この最も大切な点が置き忘れられ、むしろ事件を契機に、世間から集中砲火を浴びた学校・教師がますます萎縮してかえってその教育力を奪われるという、悪循環論に陥るのが常である。それは数年前の福岡県筑前町で起きた、いじめを苦にした二男子生徒の自死事件を思い出してもすぐ分かる。多くは言うまい。此度こそは、学校・教師が教育力の再生を勝ちうる得る方策を得なければならぬ。これこそが、学校・教師に頼り得ずして尊い命を自ら絶つていった子どもたちに対する弔いであり、また責務でもあろう。

そのための方策は、まずは「学校内有事における事件処理体制」を確立することである。平成9年、当時大きな教育社会的問題として浮上した教師による体罰事件の解決を訴えて、友人の一人が朝日新聞の「論壇」に「体罰事件の

処理に公正なシステムを」を投稿した。此度の事件も今、

第三者からなる事件説明のための調査機関の設置が言い出されているやに聞くが、こうした意見を早くに世間に訴えた内容である。私はそれを一段進めて考察し、第三者を含めた調停組織を教育委員会内に設置することを提言、それを「教育機能を損ねない体罰事件処理を」と題して、同じく「論壇」に投稿した。要は、各種民事調停事件の随を取り入れ、これを置くことによつて、「加害者」―「被害者」の単なる対立構造に終わらず、最終的には被害者側の思いが十分に検討されるよう保証され、また論議・検討の過程で学校・教師側は否応なく被害者の主張やさまざまな社会的視点を考慮せざるを得なくなつて、教育のあり方そのものを自ら問い直すことになる。提言は、それを期待したものであった。

しかし、爾後、学校や教育委員会内にそうした組織がつけられたという報告は一切無い。それから10年経つて、上に挙げた福岡県筑前町の事件が起きた。私は「学校・教師はいじめ体質から脱け出よう―イジメ自殺事件に因んで―」（『珞20号』二〇〇七年七月）を書いて、二つの新聞社に投稿したが、採用されなかった。ことが起きてからでは遅いというのに、教育界もジャーナリズムも、全く関心

なきが如くに思われた。そして、此度の事件である。

大津市の中学生自死事件に警察が介入。学校・教委が原因分析をするたびに事実隠蔽・言い訳だと、ますます世間から攻撃される。警察の介入にも道理がある。しかし、その後の学校・教師側の対応を見ると、嫌々ねじ伏せられ、真の内省を得ることからはとても遠く、学校・教育界がますますその教育力を失う「いつか来た道」を繰り返しているにすぎない感がある。元々、常に一方的にその非を問われ攻撃される学校・教委に此度のような事件の冷静な説明・解決を求めることは無理である。生徒を被害者とする学校内有事においては、問題の正しい理解や納得のいく解決の道は、民事調停を模した、（学校・教師を含む）加害者側と代理人などを含む被害者側、それに中立の第三者を加えた、関係者平等参加の事後処理検討システムが無ければ得られようもない。その場でもし行き違つて納得のいく和解が得られず、その後刑事・民事の司法手続きへ移つても、それまでに検討した諸々の問題点は、学校および保護者に対して大いなる内省をもたらし、後の両者の教育機能の向上にも繋がる。このようなシステム作りの契機になるべき重大な教育事故はたびたび生じてきたが、遺憾ながら統轄官庁の文科省がこのシステム作りに関した気配もまた、全

くない。地震・津波による原発事故を人災というなら、此度の混乱は、これを怠ってきた関係者による容易ならざる人災であり、その罪は大きい。

文科省が駄目なら、各地教育委員会でもよい、どこでもよい。事件を生かす「学校内有事における事件処理体制」が作られることは、教育社会学的な緊急課題である。

(12・7・15)

〈追記〉

この事件以降、大阪市立桜宮高校で発生した生徒の自殺事件に始まり、教師の体罰や生徒間いじめが原因とされる生徒の自殺事件がテレビ・新聞などマスコミで次々大きく取り上げられ、都度に原因説明(あるいは責任追及)のための「第三者委員会」なるものが流行事のように設置されるようになった。その設置はいずれも遅きに失し、またいずれもその中立性が疑われるなど、人選と手続きに大きな問題点は有しているが、まずは「第三者委員会」なる組織が設置されるようになった事は喜ばしい。これらがいつか、各所に常設され、真の危機管理機構として機能するようになることを望む次第である。

二 教育とは何か、保護とは何か

— メール冤罪事件にちなんで、家庭裁判所を叱る —

他人のパソコンに侵入して所有者になりすまし、そこから殺人・爆破の予告など尋常ならざるメールを発信する事件で、4人もが無実の人が逮捕された。しかも、逮捕された人の中には、当初は容疑を否認していたのに、引き続き勾留の中で自白までさせられた人もいる。慄然たる事件である。

だが、ここで私が最も驚いたのは、多分、事件を憂慮し怒りを覚える方々と視点を違えると思われるが、犯人として送られてきた未成年の大学生に「有罪」をも意味する「保護観察」処分を下し、少年の人格と人権を著しく侵害した家庭裁判所の有り様である。自白に誘導するための脅しや強要を常とする警察などの捜査機関の態様は、今に始まったことではない。しかし、犯罪少年の保護・育成を標榜する家庭裁判所が、無実の少年の人権を守れず、「保護観察」処分を下したことは、いかにも無念である。

家庭裁判所の使命は、明日を担う少年たちの、その人格のよりよき発展を期して、彼らが犯した罪を憎まず、罰を

も許して、彼らの教育・保護に徹するところにある。それ故、誰が見ても許されまじき凶悪大罪を犯した者さえ、世間や被害者側の感情を抑えて、その教育可能性にかけて刑罰を避け、「保護処分」に徹することが許されてきた。

その家庭裁判所が今回、本来最も守られるべき冤罪少年の人権と人格を守れなかったのは、一体いかなることか。家庭裁判所が常日頃から、真に少年の人格に真向かい、その深奥に迫って、刑罰か保護か、葛藤の末に処分を決定していたなら、当初無実を主張していた少年の心底にも届き、冤罪を晴らす道筋を見出すことも決して難しくはなかったはずである。

私は、元家裁調査官でありながら、時に極端な保護主義に走って社会感情、とりわけ被害者感情を全く斟酌しないかのごとき家庭裁判所の決定を、幾度も批判してきた。「少年保護」という錦の御旗に隠れ、少年の「事件と人格」の実相により深く迫ることなく、安易に保護処分に傾く体質が垣間見えていたからである。

皮肉なことに、此度の冤罪少年に対する安易な処分もまた、その延長線にあると言って過言ではない。実相に迫ろうとしない姿勢が、錦の御旗に基づく「保護観察」なる「有罪決定」を招き、結局、その人格と人権を救済・保護

するどころか、その蹂躪の完結をなしてしまった。これはまた、昨今世間を震撼させている、いじめ事件の被害者が自死に追い込まれる過程に責任を持たず、むしろその完結を全うさせているかに見える学校・教師の姿と、悲しくも重なる。

教育とは何か、保護とは何か。学校・教師はいざ知らず、少年の人権と人格を保護し育成する最後の砦である家庭裁判所には、その専門性と有り様に基づき、深甚なる内省と反省を促したい。

(12・10・20)

〈備考〉

本稿は、『朝日新聞』「私の視点」欄(12・11・23)に「メール冤罪事件 実相見ない家裁は猛省を」という刺激的な題名で登載されている。家裁のあり方を厳しく弾劾してくれた、といった評価がネット上にいくつか現れ、また、類似内容のお便りが家裁関係者を含む多数の方々からも寄せられた。そういう中で、元聖教新聞記者のS氏から頂いたコメントが、忘れられない。「メール冤罪事件を通して、少年の人権と人格を保護し育成する最後の砦であるべき家庭裁判所への温かくも厳しいまなざしに胸を熱くした読者の方も多かったのではないのでしょうか」。